

特集

子育て家庭を応援するため各種事業を実施しています



地域子育て支援拠点事業

0歳から概ね3歳までの子育て親子の交流の場です。親子が一緒に遊んだり、子育て情報交換をしたりと仲間づくりや育児相談ができるスペースです。城辺地域に「こぶたの広場」、御荘地域に「はまゆう乳幼児保育所地域子育て支援センター」と「御荘子育て支援センター」の3か所を開設しています。それぞれの拠点施設から内海地域、一本松地域、西海地域に向いての地域支援活動も行なっておりますので、最寄りの広場などにお気軽にお越しください。連絡先等は広報21ページに予定表を掲載していますのでご覧ください。

一時保育事業

保育所に入所していない1歳から就学前までの児童を緑保育所で預かります。保護者の傷病、入院などの緊急時や兄弟の学校行事、リフレッシュなどの私的な理由でもご利用できます。

保育時間

月々金 8時30分～16時30分
8時30分～12時30分

保育料

4時間以上 1,500円
4時間未満 900円

問い合わせ

緑保育所 (TEL 7210897)



「子育て応援特別手当(平成21年度版)」のお知らせ

国の経済危機対策として、幼児教育期の子育ての負担軽減を図るため、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して、対象となる子ども一人当たり3万6千円の支給が予定されております。

受付開始など詳しくは別にお知らせしますので今しばらくお待ちください。

DV被害者の方について

DV(配偶者等からの暴力)被害者の方で、支給対象となる子どもとともに、住民基本台帳又は外国人登録原票と異なる住所地にお住まいの場合は、基準日となる平成21年10月1日現在の住民登録を実際にお住まいの住所地へ変更することで手当の支給を受けることができます。

※住民登録の変更については、転出先の住所等を配偶者等に見られないようにする住民基

本台帳の閲覧等の制限(支援措置)が受けられる場合がありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

どうしても住民登録の変更ができないDV被害者の方

現在お住まいの市区町村に平成21年10月1日から10月30日までの間に「子育て応援特別手当事前申請書」を提出することで、手当の支給を受けることができます。必要な書類については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

問い合わせ

保健福祉課 (TEL 7211212)

